



市章

# 大津市公報

令和3年4月1日  
号外(第26号)発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

### ○ 企業局管理規程

3	大津市企業局事務分掌規程の一部改正	1
4	大津市企業局事務決裁規程の一部改正	1
5	大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正	3
6	大津市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正	3
7	大津市企業局職員の職名規程の一部改正	3
8	大津市企業局会計規程の一部改正	3

## 企業局管理規程

### 大津市企業局管理規程第3号

大津市企業局事務分掌規程(昭和40年公営企業部管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第2条第3項中 「技術部 下水道調査室 企業総務課 経営戦略室」 を 「企業総務課 デジタル推進室 経営戦略室 下水道整備課 下水道調査室」 に改める。

第2条の2中「する課」の次に「(契約管財課を除く。)」を加える。

第3条第1項中「課長補佐」の次に「、副所長」を加え、同条第2項中「、調整監」を削る。

第4条の表課長補佐の項の次に次のように加える。

副所長	所長を補佐する。
-----	----------

第4条の表調整監の項を削る。

第6条中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、同条第12号中「及び危機管理室」を「、危機管理室及びデジタル推進室」に改め、同号を同条第10号とする。

第13条第15号中「課」の次に「及び下水道調査室」を加え、同号を同条第17号とし、同条第14号を同条第16号とし、同条第13号中「水環境再生事業の推進」を「水環境創造事業」に改め、同号を同条第15号とし、同条第12号の次に次の2号を加える。

(13) 水再生センターの再構築に関する事。

(14) 下水道施設の広域化・共同化に関する事。

第18条下水道調査室の項を次のように改める。

デジタル推進室

(1) デジタル化の推進並びに情報システムの運営及び管理に関する事。

(2) 情報セキュリティ対策に関する事。

第18条に次のように加える。

下水道調査室

事業用排水に係る公共下水道の使用実態の把握のための調査及び指導に関する事。

### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

### 大津市企業局管理規程第4号

大津市企業局事務決裁規程(昭和60年企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第2条第11号中「室長」の次に「(次号に規定する室長を除く。)」を加え、同条第12号中「する課長補佐」の次に「、室長(デジタル推進室長及び下水道調査室長に限る。)」及び副所長」を加える。

第9条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別表第1号の表2の部2の項第6号中	「	企業総務課 長	」	を	「	企業総務課 長	合議は、職員 の募集、任用 の決定及び退 職に係る報告 の場合に限 る。	」
-------------------	---	------------	---	---	---	------------	---	---

に改め、別表第1号の表6の部2の項第1号中「100万円」を「1,000万円」に、

「	〇	」
---	---	---

を

「	〇	」
---	---	---

に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次のように加える。

(2) 1件の予定賃借料の総額が 100万円以上1,000万円未満の もの	「	〇	」
---	---	---	---

別表第2号の表企業総務課の部8の款2の項第1号中

「	〇	」	を	「	〇	」
---	---	---	---	---	---	---

に改め、別表第2号の表経営経理課の部5の款1の項第2号中

「	〇	」
---	---	---

を

「	〇	」
---	---	---

に改め、別表第2号の表契約管財課の部4の款2の項中

を

「	〇	」
---	---	---

に改め、同号の表下水道施設課の部1の款1の項中

「	〇	」	を	「	〇	」	経営経理課 長 契約管財課 長
---	---	---	---	---	---	---	--------------------------

に改める。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**大津市企業局管理規程第5号**

大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第11条第5項中「の日数と」を「（これに相当する休暇を含む。）の日数、その者が当該年において職員として在籍することとなる期間、他の職員との均衡等を考慮して、公営企業管理者が別に定める日数と」に改め、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者

第11条第5項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、公営企業管理者が認める者

別表おじ又はお婆の配偶者の項中「又は」を「若しくは」に改め、「配偶者」の次に「又は配偶者のおじ若しくはお婆」を加える。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**大津市企業局管理規程第6号**

大津市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第8条第1項中「その日数は」の次に「、次項に定める場合を除き」を加え、同条中第9項を第10項とし、第3項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、新たに会計年度任用職員となった者が大津市職員（一般職の企業局職員及び大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第27号）第2条第1項に規定する一般職の職員をいう。以下この項において同じ。）を退職して引き続き会計年度任用職員となった者であるときは、その者の当該年度の年次有給休暇の日数は、その者が当該大津市職員を退職する日に有していた年次有給休暇の日数、当該大津市職員としての在職期間、他の会計年度任用職員との均衡等を考慮し、40日を超えない範囲内で公営企業管理者が別に定める日数とする。

第9条第3項中「前条第4項」を「前条第5項」に改め、同条第5項中「のうち、その期間が10日以内のものを除く」を「にあっては、当該会計年度において受けた休暇期間（同号ただし書の規定により翌会計年度において受けたものとみなされた休暇期間を除く。）のうち10日を超える部分に限る」に改める。

別表第3おじ又はお婆の配偶者の項中「又は」を「若しくは」に改め、「配偶者」の次に「又は配偶者のおじ若しくはお婆」を加える。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**大津市企業局管理規程第7号**

大津市企業局職員の職名規程（昭和27年公営企業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第3条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 副所長

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**大津市企業局管理規程第8号**

大津市企業局会計規程(昭和39年公営企業部管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第2条第2項中「、経営経理課長及び料金収納課長」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、企業総務長をもって充てる。

第2条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第3条の2第1項中「の一部」を削り、「、経営経理課長」を「局長が決裁し、又は企業総務長若しくは経営経理課長」に改め、同項第2号イ中「3,000,000円」を「10,000,000円」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 1件3,000,000円以上10,000,000円未満のもの 企業総務長が専決する。

第3条の2第2項中「経営経理課長」を「企業総務長」に改める。

別表第1を次のように改める。

**別表第1** (第3条の2関係)

(1) 水道事業会計

支出科目	決裁権者		
	局長	企業総務長	経営経理課長
給料			○
手当			○
報酬			○
法定福利費			○
旅費			○
退職給付費			○
報償費		1件10万円以上のもの	1件10万円未満のもの
光熱水費			○
通信運搬費 (1) 送付に要する費用及び運搬料 (2) 前号以外の支出		1件300万円以上のもの	1件300万円未満のもの  ○
動力費			○
負担金			○
交際費	○		
食糧費		1件10万円以上のもの	1件10万円未満のもの
庁費分担金			○
消費税及び地方消費税			○
その他の支出科目	1件1,000万円以上のもの	1件300万円以上1,000万円未満のもの	1件300万円未満のもの

(2) 下水道事業会計

支出科目	決裁権者		
	局長	企業総務長	経営経理課長

給料			○
手当			○
報酬			○
法定福利費			○
旅費			○
退職給付費			○
報償費		1件10万円以上のもの	1件10万円未満のもの
光熱水費			○
通信運搬費 (1) 送付に要する費用及び運搬料 (2) 前号以外の支出		1件300万円以上のもの	1件300万円未満のもの  ○
動力費			○
負担金			○
交際費	○		
食糧費		1件10万円以上のもの	1件10万円未満のもの
庁費分担金			○
消費税及び地方消費税			○
その他の支出科目	1件1,000万円以上のもの	1件300万円以上1,000万円未満のもの	1件300万円未満のもの

(3) ガス事業会計

支出科目	決裁権者		
	局長	企業総務長	経営経理課長
給料			○
手当			○
報酬			○
法定福利費			○
退職給付費			○
報償費		1件10万円以上のもの	1件10万円未満のもの
電力料			○
水道料			○
使用ガス費			○
旅費			○

通信費 (1) 送付に要する費用及び運搬料 (2) 前号以外の支出		1 件300万円以上のもの	1 件300万円未満のもの  ○
租税課金			○
需要開発費		○	
負担金			○
交際費	○		
庁費分担金			○
雑費 (1) 食糧費 (2) 前号以外の支出	1 件1,000万円以上のもの	1 件10万円以上のもの 1 件300万円以上1,000万円未満のもの	1 件10万円未満のもの 1 件300万円未満のもの
消費税及び地方消費税			○
その他の支出科目	1 件1,000万円以上のもの	1 件300万円以上1,000万円未満のもの	1 件300万円未満のもの

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。